第五十一回 神戸港湾「港ぐるみ・家族ぐるみ大運動会」

四月十日（日）、天候にも恵まれ朝十時よりメリケンパークに於いて第五十一回「港ぐるみ・家族ぐるみ大運動会」を開催し、一一〇〇人の参加者で休日を賑わった。

前段に行われた決起集会では、神戸港湾・吉岡議長から開催に際しての挨拶が行なわれ、四月六日に合意した中央港湾団交の経過報告と地区に於いては春闘行動への取組みに対して、謝辞を述べられた。

その後、来賓を代表して全国港湾松本副委員長・港運同盟小西委員長・神戸港湾西川特別相談役より挨拶をいただいた。

決起集会終了後、谷井実行委員長の挨拶と共に運動会が行なわれた。

運動会では神戸青年合唱団の合唱・各単組からの出店・三〇メートル走や玉入れなど数々の小運動会の競技で大いに盛り上がった。

また、今回は会場に戦争法案反対二〇〇〇万人署名のブースを設け、組合幹部のOBの協力で運動会に参加された方々に署名を呼びかけ、賛同を得て一五七名の署名をいただいた。

運動会の最後は、ビンゴ大会が行なわれ、豪華賞品を目指し、参加者全員が大いに楽しんだ。

（神戸港湾　西澤事務局次長）

藤木インスペクター日誌

～雇用契約～

船員の雇用は、世界的に見て期間雇用となっています。船種によって異なりますが、一般的な貨物船だと六カ月から十一カ月ぐらいの契約となります。

船社からすれば特にオフィサー（キャプテン、ファースト・オフィサー、チーフ・エンジニアー、ファースト・エンジニアーなど）の資格を持ち、技術を持っている人には、自社の船舶にまた来てほしいので給料面でボーナスを支給したりして待遇を良くしたりしています。

しかし、世界の船舶数に対してオフィサーの数が十分ではない状況があり、いい面では、給料が年々上がってきています。他方、あまりよくないことは、雇用契約が、終わっても交代者を確保または、探すのが困難なときが船社によっては、発生するときがあることです。

昨年末の仕事納の日にある船の船員から「雇用契約がすでに終わっていて会社に下船要請を何回かしているが、下船させてくれない。今回、鹿島で同じ時期に来た人は下船出来るのになぜ自分は、下船出来ないのか」と言うような内容のメールでした。

私は、どうしようかと思い、会社の名前や連絡先もメールに書いてあったのでメールで「〇〇さんの雇用契約が終わっても下船出来ないと言っているけどどうなっているのか、知ってて対応しないでいるのだとしたら、海上労働条約違反でPSCに通報する」と送ったところ、一時間もしないうちに携帯が鳴りだしました。そして、とてもびっくりした様子で「彼の下船されないことを知らなかった」と、（え～忘れてた～～！）これからすぐに下船の手続きを行いたい、また、下船手続きが終わり、下船日が確定したら知らせるとのことでした。

その船員さんは、年内に帰宅できませんでしたが、確か一月四日に下船したそうです。

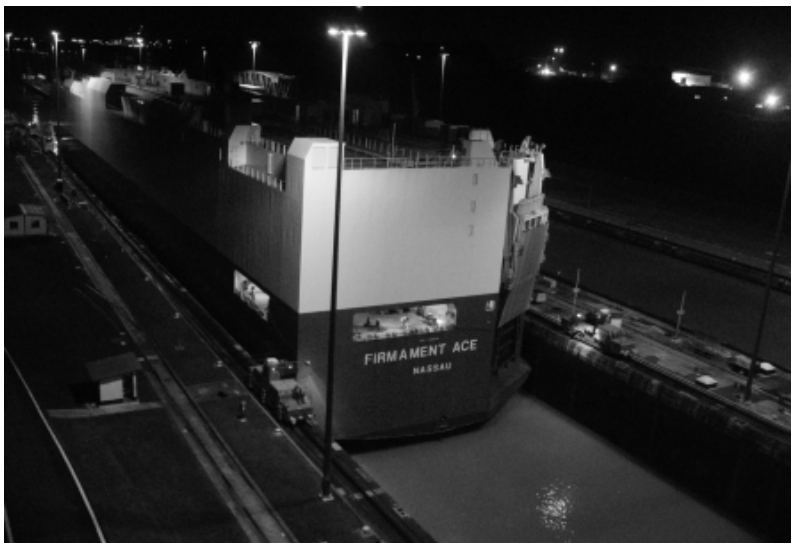

労働組合法講座 ⑯

～罰則～

今号は最終章、第五章の「罰則」（二八～三三条）です。

■労働組合法の違反は、主に不当労働行為（組合活動への干渉、妨害、不利益、団交拒否など）が対象となり、労働者、労働組合からの申立てを受けた労働委員会の審査によるものか、裁判によって決められます。違法行為への罰則の概略は次のようなものです。

〇労働委員会の審査によって出された救済命令が裁判によって争われて、確定した場合違反行為は…（一年以下の禁錮または百万円以下の罰金、場合により併科）。

〇労働委員会の審問における証人の偽証は…（三カ月以上十年以下の懲役）。

〇労働委員会の委員や職員の守秘義務違反は…（一年以下の懲役または三十万円以下の罰金）。

〇労働委員会の出頭、報告、書類提出等の各命令や臨検、検査の拒否・妨害行為は…（三十万円以下の罰金）。同行為は、行為者と法人または代表者に刑を科す（両罰規定）。

〇労働委員会の救済命令に取消しの訴えが提起された際、裁判所から判決確定まで救済命令に従うよう命じられた場合（緊急命令）の違反行為は…（五十万円以下の過料）。この命令が作為（積極的行為）を命じるものである場合は…（不履行の五日を超える日から一日につき十万円の過料が継続）。また、救済命令の再審査の申立てや取消しの訴えも行わない場合に確定する違反行為も同様の過料となります。

参考＝日本航空などは緊急命令に従わず数百万円の過料を受けたことがあります。

〇労働委員会の審問に当事者や証人が出頭せず、陳述や物件の提出を行わない場合、また、陳述に際して宣誓を行わない場合や当事者の偽証は…（三十万円以下の過料）。

〇審問廷の秩序維持に反して審問を妨げた場合は…（十万円以下の過料）。

〇法人である労働組合の清算人が、組合解散の登記を怠ったとき、破産手続きの申立てや公告を怠り、不正があった場合は…（五十万円以下の過料）。

罰則の概略は以上です。参考にして下さい。

■この章で労働組合法の講座はおしまいです。

最後に、労働組合法は労働者の地位の向上を図るために、労働者が労働組合をつくり活動することを擁護し、労使関係を規制する労働協約の締結のために使用者と対等の立場で団体交渉が行われるよう後押しするものです。そうした目的の達成のために労働組合の活動や団体交渉、団体行動には刑事免責と民事免責が与えられています。

組織活動の指針ともいえる労働組合法の内容を日常に活かして、私たちの地位の向上が図られるよう願っています。

ごきげんよう。